政策評価の結果の政策への反映状況

平成22年9月

法 務 省

総 括 表

No.	評価対象施策	予算要求 への反映	機構・定員要求 への反映
1	法教育の推進【P.1】	0	_
2	検察権行使を支える事務の適正な運営【P.2】	0	0
3	矯正施設における適正な処遇の実施【P.3】	0	_
4	保護観察対象者等の改善更生【P.4】	0	-
5	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業 務の実施【P.5】	0	0
6	人権の擁護【P.6】	0	_
7	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理【P.7】	0	0
8	出入国の公正な管理【P.8】	0	0
9	法務行政における国際協力の推進【P.9】	0	_
10	裁判員制度の啓発推進【P. 11】	0	_

法教育の推進 施 策 名 法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとっ 施策の概要 た紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤 確立の条件整備のため、法教育の推進を図る。 【評価結果の概要】 〔達成目標1〕 法教育の推進を実効性あるものとするためには、法教育の在り方や教材の内容を検討し、法教 育を全国に普及・発展させる必要がある。 そこで、これまで必ずしもその取組が進んでいなかった私法分野教育及び小学生を対象とした 法教育について検討を行うため,法教育推進協議会内に2つの部会を設け,教育関係者,法律専 門家及び有識者の意見を集結してそれぞれの基本的な考え方について検討した。部会での検討結 果を受け、同協議会において、私法分野教育に関する検討を取りまとめ、さらに、小学生を対象 とした法教育についても、近日中に取りまとめを行う予定であり、これらの検討の進捗状況から、 効率性,有効性が認められる。 〔達成目標2〕 法教育の研究の歴史はまだ浅く、法教育の意義に対する国民の十分な理解を得るための広報活 動を行う必要がある。 そこで、説明会、講演会によるいわゆる草の根広報を行うとともに話題性に富むシンポジウム を実施した。特に、シンポジウムについては、参加者の満足度が80パーセントを超えただけでな 施策に関する評 く、新聞でも特集が組まれ、広範囲の周知に繋がったことから、効率性、有効性が認められる。 価結果の概要と 達成すべき目標 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 等 達成目標1 法教育推進協議会を実施し, 法教育の推進を図る。 法教育推進協議会 目標值等 部 会 の 検 討 測定結果 私法分野については, 検討結果を取りまと 結果の取り の実施状況 めた。小学校教材に まとめ ついては,近日中に 取りまとめる予定。 達成目標2 法教育についての広報活動を行う 説明会・シンポジ 目標値等 5回以上 指標1 測定結果 7回 ウム等の実施回数 説明会・シンポジ 目標値等 500人以上 約1,040人 指標2 測定結果 ウム等の参加人数 指標3 シンポジウムに対 目標値等 80%以上 測定結果 81% する満足度 【予算】 評価結果を踏まえ、法教育推進協議会、法教育シンポジウムに係る経費を平成22年度予算に計上し (平成22年度予算額:9百万円[平成21年度予算額:16百万円]) 評価結果の予算 要求等への反映 【機構】 内容 【定員】 関係する施政方 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 針演説等内閣の 司法に関する学習機会を充実させるた 重要政策(主なも 司法制度改革推進計画 平成14年3月19日 めの方策を検討し, 所要の措置を講ず る。 **の**)

(注)備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、 休止又は中止」の別を記載。

これまでの取組を引き続き推進

備

施 名 検察権行使を支える事務の適正な運営 策 検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって 施策の概要 改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。 【評価結果の概要】 [達成目標1及び2] 犯罪の国際化が一段と進み、また、犯罪被害者の保護・支援について種々の施策を進めていく ことが求められている中で,検察に対する期待は高まっており,検察機能のより一層の強化を図 ることが「世界一安全な国」の復活に寄与することになるため、通訳人及び被害者支援員に対す る効果的な研修を実施する必要性が認められる。 また,これら研修については,中央で実施することにより,全国均一的な研修員の能力向上及 び統一的な情報提供を図るとともに,講師に関する資源投入を最小限に抑えており,効率性が認 アンケート調査結果によっても、研修員の資質向上に資するものであったことが確認できてお り、有効性が認められる。 〔達成目標3〕 裁判員法の円滑な運用のためには、検察の役割や刑事司法について国民の正しい理解を得るこ とが重要であることから、検察に関する広報活動を積極的に実施する必要性が認められる。 また、検察庁職員において、できる限りの機会をとらえて説明広報を実施するとともに、可能 施策に関する評 な限り経費を節減しつつ周知広報を実施した結果,国民の検察に対する理解が深まったものと考 価結果の概要と えられ、効率性・有効性が認められる。 達成すべき目標 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 等

達成目標 1								
適正な通訳人の確保のための対策として,通訳人に対する研修を実施する。								
指標 研修参加者に対 目標値等 研修を有意義と 測定結果 95.4%が有意義とする								
するアンケート	する回答を90%	(参考になった)回答						
調査	超							
達成目標 2								
犯罪被害者等に対する対応を充	実させるため,被害者支援員に	対する研修を実施する。						
指標 研修参加者に対 目標値	[等 研修を有意義と 測定結果	94.3%が有意義とする旨						
するアンケート	する回答を90%	(役に立つ)回答						
調査	超							
達成目標 3								
検察に関する広報活動を積極的	検察に関する広報活動を積極的に実施する。							
指標 広報実施回数の 目標値	[等 対前年度増 測定結果	2万6,062回実施						
対前年度増		(H19年度1万7,969回)						

【予算】

評価結果を踏まえ,「捜査における通訳の適正の確保」,「犯罪被害者等に対する対応の充実」 及び「検察広報の積極的推進」等の事業を引き続き積極的に推進することとし,平成22年度予算 において、所要の経費を計上した。

評価結果の予算 要求等への反映 内容

(平成22年度予算額:3,154百万円[平成21年度予算額:3,007百万円])

【機構】

評価結果を踏まえ、事業を更に積極的に推進することとし、検察広報官2名を増設した。

【定員】

関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも

ഗ)

施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 国民の防犯意識を向上させるための広 犯罪に強い社会の実現のため 報啓発活動の推進(第1-1-(4)) 平成15年12月 の行動計画 通訳体制の確立(第3-3-(2)) 保護、捜査、公判等の過程における配 犯罪被害者等基本法 平成16年法律第161号 慮等(第19条) 職員等に対する研修の充実等(V-第 犯罪被害者等基本計画 平成17年12月 2-3-(1)-1

備 これまでの取組を引き続き推進

(注) 備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、 休止又は中止」の別を記載

矯正施設における適正な処遇の実施 施 名 策 被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより,その改善更生及び円滑な社 施策の概要 会復帰を図る。 【評価結果の概要】 [達成目標1~4] 犯罪のない社会、被害者を生まない社会の実現に向けては、再犯の防止が喫緊の課題であると いえ,そのためには,受刑者及び少年院在院者に対し,適正な矯正処遇等を実施し,その改善更 生・社会復帰を図っていく必要性が認められる。 性犯罪再犯防止指導については、各対象者に対して必要な密度のプログラムを提供でき、受講 者の再犯リスク要因の得点が低下した。受刑者に対する職業訓練については、一般人と比較して 訓練を受講した受刑者の資格取得率が高く、訓練受講者数の割合は上昇し、資格・免許の取得者 数についても増加が見られた。 また、少年院在院者に対する就労・就学支援については、関係機関と適切に連携しながら行っ た結果,少年院在院者の進路決定率は,平成18年以前と比較すると高い数値を示した。少年院在 院者の保護者に対する面談等についても,保護者参加型の教育活動等と併せて実施するよう努 め、全国の少年院では面談を11,701回、講習会を160回実施しており、一定の効果が見込まれる 等,いずれの施策についても,その効率性・有効性が認められる。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 施策に関する評 達成目標1 価結果の概要と 個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な指導密度の処遇ブログラムを実施 再犯につながりやすい問題性の改善を図る。 達成すべき目標 受講者の問 測定結果 受刑者の性犯罪者処遇 目標値等 再犯リスク要因の得点が6.57点か 等 プログラム受講前後の 題性が低下 ら5.21点まで低下した。 問題性の変化 すること 達成目標2 受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得 を目的として職業訓練を実施する 受講者数,受講者数/ 目標値等 対前年度増 測定結果 受講者数:2,917人(113人減), 受刑者数,修了者数, 受講者数/受刑者数:4.6パーセ 資格又は免許の取得者 ント (0.3ポイント増), 修了者数 : 2,513人(122人減)資格又は免 数 許の取得者数:3,929人(739人増) 少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努める。 少年院出院者の進路決 目標値等 対前年増 測定結果 39.4 (0.4ポイント減) 定率 達成目標4 少年院在院者の保護者に対し,機会を捉えて積極的に,指導,助言その他の適当な措置をとる 平成20年四 測定結果 保護者面談の実施回数目標値等 面談実施回数は, 第1四半期から · 比率等, 保護者講習 半期ごとの 第4四半期まで2,759回,2,577回, 会の実施回数・比率等 実施回数: 3,102回,3,261回と増加傾向。講 比率等の向 習会実施回数も同様に,21回,34 回,55回,50回とおおむね増加。 【予算】 評価結果を踏まえ,直営工事職業訓練については,一般職業訓練において同様な訓練を実施し ていることから,平成21年度をもって,直営工事職業訓練を一般職業訓練へ統合し,統合される 同訓練経費については約7百万円を減額した。 評価結果の予算 (平成22年度予算額:50,869百万円[平成21年度予算額:52,134百万円]) 要求等への反映 【機構】 内容 【定員】

関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
針演説等内閣の 重要政策(主なも	犯罪に強い社会の実現のため の行動計画2008	平成20年12月	刑務所出所者等の再犯防止
o)	青少年育成施策大綱	平成20年12月	4-(2)-(-1)-ii, iv
備考	改善・見直し		

⁽注)備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、 休止又は中止」の別を記載。

保護観察対象者等の改善更生 施 策 名 保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇の充実強化、長期刑仮釈放者の社会復 施策の概要 帰の促進、更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者等の自立更生の促進等の施策を実 施する。 【評価結果の概要】 〔達成目標1~3〕 保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出 検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、地域の経済団体、 企業等の協力による協力雇用主の拡大と厚生労働省等と連携した就労支援の実施、保護観察対象 少年を主な対象とする社会参加活動の実施,長期刑仮釈放者に対するより積極的な中間処遇の実 施、更生保護施設の積極的活用等の施策を推進した。いずれの施策についても、おおむね測定指 標の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められた。 【達成すべき目標,測定指標,目標期間,測定結果 達成目標 1 保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。 施策に関する評 覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬 目標値等 対前年増 測定結果 3,664 人 指標 1 物検出検査実施実人員数 価結果の概要と (前年3,664人) 指標2 性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後 目標値等 受講者の問 測定結果 達成すべき目標 の問題性の変化 題性の低下 (受講前 6.8 点) 指標3 保護観察終了者に占める無職者の割合 対前年減 目標値等 測定結果 18.9% 等 (前年 20.0%) 指標4 社会参加活動の活動場所の確保 目標値等 対前年度の 測定結果 292 か所 (前年322か所) 数を維持 達成目標2 長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する 中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈 目標値等 対前年増 測定結果 27.7% 指標 放の法定期間を経過している長期刑受刑者) (前年28.6%) 達成目標3 更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。 指標1 全更生保護施設の保護率(年間の収容保護 目標値等 対前年度増 測定結果 75.0% 人員/年間の収容可能人員) (前年度 74.6%) 更生保護施設における専門的自立促進プロ 目標値等 指標 2 対前年度増 7 954 人 測定結果 グラム (SST, 酒害・薬害教育等) の年 (前年度7,927人) 間実施延べ人数 【予算】 評価結果を踏まえ,簡易薬物検出検査試薬の見直し,協力雇用主の活用の充実強化,更生保護 施設における保護人員の拡大等に係る経費を平成22年度予算に計上した。 (平成22年度予算額:11,155百万円[平成21年度予算額:11,099百万円]) 評価結果の予算 要求等への反映 【機構】 内容 【定員】 年月日 施政方針演説等 記載事項(抜粋) 第2-2-③〈福祉による支援を必要 とする刑務所出所者等の地域生活定着 支援の実施〉 関係する施政方 第2-2-④〈刑務所出所者等の就労 針演説等内閣の 先の確保> 犯罪に強い社会の実現のため 平成20年12月 重要政策(主なも 第2-2-⑤〈入所中から出所後まで の行動計画2008 一貫した就労支援の実施〉 **の**) 第2-2-⑧〈保護観察における処遇 の充実強化〉 第4-4-③〈薬物乱用防止に向けた 取組の推進〉

(注)備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、休止又は中止」の別を記載。

これまでの取組を引き続き推進

備

施	策		名	破壊的団体等の規制に関する認	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施						
施策	Ø	概	要	破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下「団体規制法」 という。)に基づき、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為 を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全を 図る。							
				【評価結果の概要】							
施 価 達 等	見の材	既要	ح	1 オウム真理教(以下「教団」という。)に対する観察処分を厳正に実施するため、必要な調査を行ったほか、教団施設に対する立入検査、教団からの報告徴取を実施した。立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態や再発防止処分の必要性の把握等をする上での効率性及び有効性が高いと考える。また、公安調査庁長官が、立入検査及び教団からの報告徴取等を踏まえて、観察処分の期間の更新を請求したところ、公安審査委員会は、団体規制法第5条第4項の規定に基づき、観察処分の期間を更新する決定を行ったことから、施策の効果が認められる。さらに、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請については、提供先から一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから、施策の効果が認められる。意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があったと考える。 2 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供に関しては、北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど情勢の変化に応じて柔軟に対応した。また、緊急性の高い情報は、随時、政府・関係機関へ直接提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価が得られたと考える。さらに、その他の情報については、各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったと考える。							
評価 親 求 容		•	(亚成99年度予管額・9 393百万四 [亚成91年度予管額・9 577百万四])								
関係する施政方				施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)					
針演説	等	内閣	の			テロの土殊は止な回てため 建却の中生					
重要政 の)	策(主な	ŧ	第164回国会内閣総理大臣施政 方針演説	平成18年1月20日	テロの未然防止を図るため,情報の収集・ 分析,重要施設や公共交通機関の警戒警 備等の対策を徹底いたします。					

(注)備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、休止又は中止」の別を記載。

これまでの取組を引き続き推進

備

施 策 名	人権の擁護					
施策の概要	人権が尊重され、人権侵害が 訴える人権啓発活動の実施や充		会を実現するため、国民の一人一人の心に			
施策に関がている。とは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、ないでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、まないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	【評価結果の概要】 人権啓発フェスティバルは、人権に関するイベントに初めて参加した人の割合が半数を超えており(60.1パーセント),また、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」は、高評価率が95パーセント以上であることから、人権の啓発という側面から非常に効果的であった。一方、人権週間に合わせた各種啓発活動は、講演会等の各種イベント形式のものは参加者から高い評価を得ているが、街頭啓発型の啓発活動についてはその活動目的、啓発テーマ及び啓発対象者並びに期待すべき効果についての分析、設定等が十分に行われていない。したがって、その効果を検証することが難しいことから、これらについて今後検討する必要がある。総じて、啓発活動については、各アンケート調査結果における高評価及びマスメディアによる報道回数が啓発活動の実施回数を上回っていることから、限られた行政資源で十分な効果をあげることができた。また、様々な人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局及びその支局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等において特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話及びインターネットなど様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整えた。特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題については、①「子どもの人権10番」及び「女性の人権ホットライン」の設置、②「子どもの人権SOSミニレター」の全国の小・中学生への配布、③高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設等により、人権侵害等の状況の内容の把握に努め、その結果、人権侵害が認められる場合には、迅速的確に救済措置を講じることができた。以上のことから、これらの施策はその必要性、効率性、有効性が認められた。					
評価結果の予算 要求等への反映 内容	【予算】 評価結果のとおり、これまでの取組の結果、効果が見込まれることから、本事務事業を引き続き推進するために必要な経費を平成22年度予算に計上した。 (平成22年度予算額:3,507百万円 [平成21年度予算額:3,582百万円]) 【機構】 - 【定員】 -					
関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)			
針演説等内閣の						
重要政策(主なも	子ども安全・安心加速化プラン (犯罪対策閣僚会議決定)	平成18年6月	Ⅲ-1-(2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実			
の)						
備考	これまでの取組を引き続き推進	生				

(注)備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、休止又は中止」の別を記載。

施 策 名	国の利害に関係のある争訟の総	売一的かつ適正な処理						
施 策 の 概 要	裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)の趣旨に従い,国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行するため,①訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び②法律意見照会制度の積極的利用の促進を目標として,種々の施策を実施することにより,国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。							
	【評価結果の概要】							
施策に関する評 価結果の概要と 達成すべき目標 等	「」た。 こ ところで、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護 し、国民会体の利益を推進し、国民会体の利益を推進し、国民会体の利益を推進し、国民会体の利益を推進し、国民会体の利益を推進し、国民会体の利益を持ちない。							
評価結果の予算 要求等への反映 内容	【予算】 評価結果を踏まえ、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実・強化等の体制整備を図るために必要な経費を平成22年度予算に計上した。また、各種会議の見直しによる旅費(43百万円)の減額を行った。 (平成22年度予算額:1,890百万円[平成21年度予算額:1,938百万円]) 【機構】 - 【定員】 評価結果を踏まえ、人的資源の充実強化等の体制整備のため、平成22年度予算において6人の増員を行った。							
┃ ┃関係する施政方	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)					
針演説等内閣の 重要政策(主なも の)	第162回国会における内閣総理 大臣施政方針演説	平成17年 1 月21日	国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。					

(注)備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、休止又は中止」の別を記載。

備

考 改善・見直し

施 策 名 出入国の公正な管理

施策の概要

平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すと ともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。

【評価結果の概要】

〔達成目標1〕

不法残留者数は、依然として高水準にあり、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、 我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていること等から、緊急に施策を実施する必要が あるところ、不法滞在者の半減について、おおむね達成することができ、その必要性・効率性・ 有効性が認められる。

〔達成目標2〕

現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、 円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献する ことが求められているところ、入国審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げており、 その必要性・効率性・有効性が認められる。

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標 等

【達成すべき目標,測定指標,目標期間,測定結果 等】

達成目標1								
1-17-11-01								
平成20年まで	での5年間で不法滯在者	を半減させ	<u> る。(平成15年度カ</u>	ゝら平成20⁴	平度までの目標)			
指 標	平成20年末における	目標値等	12.5万人以下	測定結果	11万3,072人(不			
	我が国における不法				法残留者数)			
	滞在者数 (推計値)				1万5千人~2万			
					3千人(潜在不			
					法入国者数)			
参考指標	厳格な出入国審査,	目標値等	効果的な不法滞	測定結果	_			
	強力な摘発、円滑な		在者対策の実施					
	送還等不法滞在者縮							
	減のための施策の実							
	施状況							
達成目標2								
円滑な出入国	事査を実施することにより、国際交流を増進する。							
指 標	空港での審査に要す	目標值等	20分以下	測定結果	平均20分台			
	る最長待ち時間							

【予算】

評価結果を踏まえ,予算執行調査の見直しにより,プレクリアランス事業を休止し,平成22年度予算について,約48百万円の減額を行った。

(平成22年度予算額:12,244百万円[平成21年度予算額:12,653百万円])

評価結果の予算 要求等への反映 内容

【機構】

評価結果を踏まえ、不法滞在者縮減に向けた更なる厳格化及び外国人の円滑な受入れのため、 平成22年度予算において、組織として地方入国管理局支局(東京入国管理局羽田空港支局)を増 設した。

【定員】

評価結果を踏まえ、平成22年度予算において、東京入国管理局羽田空港支局における出入国審査要員等137人及び違反調査要員等20人、その他、地方空港における出入国審査要員10人、地方入国管理局における在留管理要員23人及び難民審判要員17人を増員した。

即度士艺族政士	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方 針演説等内閣の	「犯罪に強い社会の実現のた めの行動計画」	平成15年12月	「犯罪の温床となる不法滞在者を,今後5年間で半減させ,(以下略)」
重要政策(主なもの)	「観光立国推進基本計画」	平成19年6月29日	「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、 外国人の入国審査について、全空港で の最長審査待ち時間を20分以下にする ことを目標とする。」
備考	改善・見直し		

(注)備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、 休止又は中止」の別を記載。

┃施 策 名┃法務行政における国際協力の推進

施策の概要

施策に関する評価結果の概要と 達成すべき目標

等

国際連合に協力して行う研修・研究及び調査,並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援 のための研修や調査研究を推進し,法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供する ことにより,国際協力を推進する。

【評価結果の概要】

〔達成目標1及び2〕

国連アジア極東犯罪防止研修所が実施した国際研修・セミナーでは開発途上国を中心に多数の国から参加が得られ、また質の高い内容の研修を行うことにより、効率的な研修を実施することができた。同研修所が参加した会議はいずれも国連主催の重要な会議であり、国連の犯罪防止施策の強化に寄与するとともに、効率的に人的ネットワークを拡充することができた。これらを踏まえ、本施策の実施は有効であったと評価した。

〔達成目標3から6〕

法制度整備支援の実施に当たっては、その効果が最大限になるよう、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催等の多様な手法を組み合わせて支援を実施し、ベトナムで民事判決執行法が成立するなど大きな成果を挙げた。これらを踏まえ、本施策の実施は有効であったと評価した。

【達成すべき目標, 測定指標, 目標期間, 測定結果 等】

達成目標1

| 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に 関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。

指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実 績を維持	測定結果	9回 (H19年度 9回)
指標 2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実 績を維持	測定結果	162人 (H19年度 168人)
指標 3	研修員の研修に対す る満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果, 混足度は80%以上

達成目標2

国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。

指標 1	国際会議への参加回 数	目標値等	前年度の実 績を維持	測定結果	3回 (H19年度	3回)
指標 2	国際会議への参加人 数	目標値等	前年度の実 績を維持	測定結果	4人 (H19年度	5人)

達成目標3

開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環と して行う国際研修を実施する。

指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実 績を維持	測定結果	11回 (H19年度 7回)
指標 2	研修の参加人数		前年度の実 績を維持	測定結果	114人 (H19年度 72人)
指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果,満足度は80%以上

達成目標4

法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。

	諸外国への調査職員 への派遣件数			測定結果	3件 (H19年度	4件)
指標 2	諸外国からの研究員 の招へい人数	目標値等	前年度の実 績を維持	測定結果	8人 (H19年度	9人)

達成目標 5

法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための 専門家を派遣する。

指標 1	専門家の派遣依頼件 数に係る対応率	日保恒守	前年度の実 績を維持	測定結果	100% (H19年度	100%)
指標 2	専門家の派遣依頼人 数に係る対応率	目標値等	前年度の実 績を維持	測定結果	100% (H19年度	100%)

達成目標 6

|法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。

指標 1			前年度の実 績を維持	測定結果	1回 (H19年度	1回)
指標 2	会議への参加人数	目標値等	前年度の実 績を維持	測定結果	121人 (H19年度	105人)

評価結果の予算要求等への反映

【予算】

評価結果を踏まえ、引き続き国際連合に協力して行う研修・研究及び調査活動を積極的に推進するとともに、「法制度整備支援に関する基本方針」等に示された法制度整備支援事業の戦略的

内容	な展開を推進するものとして,平成2 び法制度整備支援活動のための経費等	刑事司法運営の改善,	国際協力推進及

(平成22年度予算額:178百万円〔平成21年度予算額:184百万円〕)

【機構】

—

【定員】

_

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	我が国法制度整備支援に関す る基本的考え方	平成20年1月30日 第13回海外経済協力 会議	・・・・法制度整備支援は・・・・海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。	
関係する施政方	法制度整備支援に関する基本方針	平成21年4月22日 第21回海外経済協力 会議	・・・・法制度整備支援は・・・・我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。	
針演説等内閣の 重要政策(主なも の)	G8司法·内務大臣会議総括宣言	平成20年6月11日 ~13日東京会議	・・・・我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。	
	キャパシティ・ビルディング支 援に関するG8司法・内務閣僚 宣言	平成20年6月11日 ~13日東京会議	・・・・キャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性にかんがみ、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。	
備考	これまでの取組を引き続き推進			

⁽注)備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、休止又は中止」の別を記載。

施 名 裁判員制度の啓発推進 策 裁判員制度は、国民に全く新たな義務を課すものであることから、国民に対し、裁判員制度の 施策の概要 意義及び内容を正確に伝え、制度施行前に、制度に対する不安・負担感を確実に払拭し、制度へ の参加意識の醸成を図っていく必要がある。 【評価結果の概要】 本施策では、国民に対する制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加 することについて積極的な意識を持つ者の割合(参加応諾率)を70パーセント以上とすることを 目標としている。制度についての情報を提供して広報することは、認知率及び参加応諾率の向上 に有効であることから,これまで,広報活動に努めてきた。 制度に対する認知率については、平成21年5月から6月にかけて内閣府が実施した「裁判員制 度に関する世論調査」(注)において、裁判員制度を知っていると回答した方の割合は97.4パーセ ントとなっており、目標をおおむね達成した。また、参加応諾率については、同世論調査におい て、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方(裁判員候補者に選ばれたら裁判 所においでいただけるかとの質問に対し、「義務であるか否かにかかわらず、行きたいと思う」、 「義務であるから、なるべく行かなければならないと思う」と回答した方)の割合が71.5パーセ ントとなっており、目標を達成した。 (注) 内閣府による「裁判員制度に関する世論調査」の結果(平成21年5月~6月実施) 施策に関する評 http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-saiban/index.html 価結果の概要と 達成すべき目標 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 等 達成目標 国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な 意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする(目標期間は平成18年度から平成20年度とする。)。 目標値等 国民の裁判員制度に対する認知率 97.4% (おおむね達 測定結果 を100% 成) 裁判員として参加することについ 測定結果 71.5% (達成) て積極的な意識を持つ方の割合 (参加応諾率)を70%以上 評価結果を踏まえ、事業規模の見直しによる旅費の減額等を行ったが、その後の行政刷新会議 による事業仕分けの評価結果「予算計上見送り」(広報の在り方を抜本的に見直すべし)を受け、 裁判員制度啓発推進経費としての予算計上は見送った。 評価結果の予算 (平成22年度予算額:0百万円[平成21年度予算額:280百万円]) 要求等への反映 【機構】 内容 【定員】 関係する施政方 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) (国民の「安心」の確保) 針演説等内閣の 第162回国会 平成17年1月21日 内閣総理大臣施政方針演説 裁判員制度の着実な実施 重要政策(主なも 総理大臣閣議発言 内閣を挙げての広報活動への取組 平成19年5月22日 ഗ)

(注)備考欄には、予算要求への反映状況について、「これまでの取組を引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止、 休止又は中止」の別を記載。

備

改善・見直し